

国保だより

従来の健康保険証廃止に伴い『国民健康保険被保険者証』は今年度が最後の更新となります

7月下旬に世帯主様宛に送付しますので、8月1日からは新しい被保険者証を医療機関の窓口に提示してください。

なお、マイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴い、令和6年12月2日付けで被保険者証は廃止となります。今回交付する新しい被保険者証は記載内容に変更がない限りそのまま有効期限である、令和7年7月31日まで医療機関等でご使用いただけますが、医療機関を受診される際は、マイナ保険証のご利用をお願いいたします。

また、今回国保の証明証が送付された方で社会保険の保険証をお持ちの方は、手続きが必要です。社保・国保両方の保険証を持参し、役場の窓口で切り替えの手続きをお願いします。

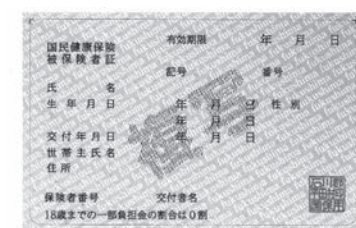
なお、マイナ保険証をご利用の方も、加入保険の変更には必ず切替の手続きが必要です。

※現在お使いの被保険者証につきましては、誤使用や詐欺被害を防ぐため、ご自身で破棄する場合は、個人情報に留意の上、裁断等により確実に破棄してください。

※記載内容に誤りがあった際は、ご自分で訂正せずに住民課にご連絡ください。



▲このような茶封筒に入れて住民課より送付しますので、ご確認ください。



▲サンプル画像

『限度額適用認定証』は毎年更新が必要です

『限度額適用認定証』の有効期限は7月31日です。必要な場合は忘れずに申請をしてください。

事前に「限度額認定証」を申請し、医療機関に提示することにより、入院や高額な外来診察を受ける際に自己負担限度額までの支払いとなります。

なお、マイナ保険証を利用することにより、申請の手続きは不要となります。

～所得申告がお済みでない方へ～

国民健康保険税が軽減にならない、医療費の限度額が高額になる場合があります。お忘れの方は、必ず所得の申告をしてください。

住民課（国保係） ☎ 55-3112

後期高齢だより

後期高齢者医療制度のお知らせ

8月1日から被保険者証が新しくなります。

現在お使いの被保険者証（オレンジ色）は、令和6年7月31日で有効期限を迎えるため、使用できなくなります。

8月1日からは7月下旬に交付する新しい被保険者証（ピンク色）をご使用ください。

期限の切れた被保険者証は、被保険者証の誤使用や詐欺被害を防ぐため、住民課へ返却いただくかご自身で破棄してください。

※ご自身で破棄する場合は、個人情報に留意の上、裁断等により確実に破棄してください。

なお、マイナンバーカードと被保険者証の一体化により令和6年12月2日付けで被保険者証は廃止となりますが、7月下旬に交付する新しい被保険者証（ピンク色）は記載内容に変更がない限りそのまま有効期限である令和7年7月31日まで医療機関等でご使用いただけます。

住民課（国保係） ☎ 55-3112

国民年金だより

知っていますか？ 国民年金保険料の免除制度

経済的な理由により保険料を納めることが難しい方が、保険料を「全額免除」、「納付猶予」または「一部免除」することができる制度です。

保険料を未納のままにすると、将来の「老齢基礎年金」や、障害・死亡といった不測の事態が生じたときの「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合がありますのでお早めに申請をお願いします。

※免除の承認を受けた期間は、年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に含まれます。

※納付猶予の場合は年金の受給資格には反映されますが、年金額には反映されません。

全額免除…保険料の全額を免除

一部免除…保険料の一部を免除（4分の3免除・半額免除・4分の1免除）

納付猶予…保険料を納付猶予

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
免除額	16,980 円	12,730 円	8,490 円	4,240 円
保険料	0 円	4,250 円	8,490 円	12,740 円

一部免除の場合は、免除されていない部分の保険料を納めていない期間は、未納扱いとなりますのでご注意ください。

申請期間	当該年の7月から翌年6月まで ※申請月の2年1か月前の月分までさかのぼって申請が可能です。
申請先	平田村役場またはお近くの年金事務所で手続きが可能です。

ご不明な点は平田村役場また郡山年金事務所までお問い合わせください。

住民課 ☎ 55-3112 / 郡山年金事務所 ☎ 024-932-3434